# 栃木県地域防災計画の修正について

令和７(2025)年３月27日
栃木県危機管理防災局危機管理課

**【趣旨】**

**○　令和６年能登半島地震を踏まえた県の対策等について県地域防災計画に位置付けるほか、国の防災基本計画の修正や関係法令の改正、県の関連計画策定等を踏まえた修正を行うもの。**

## 【主な修正項目】

### 1　令和６年能登半島地震を踏まえた修正

(1)　避難所の良好な生活環境の確保 国 県

・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮

・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置

・栄養バランスのとれた適温の食事の提供及び生活用水の確保

(2)　孤立集落対策の強化 県

・集落の定期的な状況調査の実施

・集落の代表者の把握及び発災時の速やかな情報収集

(3)　広域物資拠点の効率的な運営体制の構築 国

・運送事業者等との連携による、広域物資拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

(4)　受援・応援体制の強化 国

・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化

(5)　保健医療福祉活動体制の充実・強化 県

・「保健医療福祉調整本部」や「災害時健康危機管理支援チーム」等の整備及び業務の明確化等

(6)　災害時における道路機能の確保 県

・災害時に確実に機能する道路ネットワーク整備の推進

・栃木県道路啓開計画に基づく道路啓開体制の整備、強化

国　国の防災基本計画を踏まえた修正

県　県の対策等を踏まえた修正

### 2　関係法令の改正を踏まえた修正

(1)　改正医療法の施行（R6.4月）

・「災害支援ナース」の派遣体制の整備による看護支援体制の強化

### 3　県の関連計画の策定を踏まえた修正

(1)　栃木県保健医療計画（８期）の策定（R6.3月）

・医療機関における「業務継続計画（BCP）」の整備の促進

このほか、国の「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」の報告書（R6.11月）の内容を踏まえた修正を実施予定（R7年度）

# 栃木県地域防災計画の修正（能登半島地震を踏まえた修正の概要）

## ①　避難所の良好な生活環境の確保 国 県

### ◇　本県の考え方や課題

▻　快適なトイレや適温の食事、健康に配慮した就寝環境等への対策を推進

▻　避難所を運営する行政職員側の意識・能力の向上や、住民への普及啓発を推進

▻　高齢者等要配慮者や女性等の多様な視点を重視

※　避難対策については、上記のほか、栃木県「避難のあり方」検討委員会における委員からの提言等を踏まえ、広域的な避難の実施等、その他必要な対策についても取組を推進

▻能登半島地震における実態と課題

・厳冬期における断水を伴う長期間の避難生活において、快適なトイレや温かい食事、健康に配慮した就寝環境、適温の空調等、良好な生活環境の確保が求められた。

### ◇　計画の修正（主な箇所）

○　移動式トイレによる相互応援体制の整備

▻　県（危機管理防災局）は、移動式トイレ（トイレカー）を保有し、市町の導入を促進するとともに、災害発生時における移動式トイレによる相互応援体制を整備する。（新旧：P.５～６）

○　避難所の整備

▻　あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めること。（新旧：P.　８）

○　避難所の運営

▻　避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める

▻　避難の長期化等必要に応じて、管理栄養士等による巡回の頻度、食事の確保、配食等の状況、避難者の健康状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。（新旧：P.18）

トイレカー（上：外観、下：内部）
【提供：助け合いジャパン】

## ②　孤立集落対策の強化 ㊀

### ◇　本県の考え方や課題

▻　県は、孤立可能性地区について、定期的な状況調査を実施し平時から孤立時の備え等の現状の把握に努める

▻　市町は、平常時から、孤立可能性集落の代表者の連絡先等を把握し、発災時には、代表者からの速やかな情報収集に努める

※　Ｒ６年度に孤立集落発生の可能性に関する状況調査を実施した。Ｒ７年度以降は調査結果を踏まえ、市町とともに対策を推進していく。

▻能登半島地震における実態と課題

・主要な幹線道路を含む多くの道路に崩落、土砂崩れ、ひび割れ、段差が生じ、通行止め多数発生したことにより、最大24地区 3,345人が孤立した。

・孤立地域の情報について、孤立集落の特定、集落の状況情報（人数、食料状況等）、インフラ・ライフラインの状況等について、より効率的な情報の集約・共有の方策を追求していく必要がある。

### ◇　計画の修正（主な箇所）

○　孤立可能性地区の実態把握

▻　県（危機管理防災局）及び市町は、孤立可能性地区について、定期的な状況調査を実施し、平時から孤立時の備え等の現状の把握に努める。（新旧：P.15）

○　孤立実態の把握

▻　県（危機管理防災局）及び市町は、通信途絶の地域がある場合、必要に応じてヘリコプターを活用し、職員の現地派遣や災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。市町は、平常時から孤立可能性集落内の自治会長、自主防災組織の長等の集落の代表者（以下「代表者」という。）の連絡先等を把握し、災害発生時には代表者からの速やかな情報収集に努める。代表者は、集落内の状況把握及び市町への情報提供に努める。　（新旧：P.20）

## ③　広域物資拠点の効率的な運営体制の構築 国

◇　本県の考え方や課題

▻　運送事業者等と連携した、広域物資拠点の運営に必要な人員や資機材等の確保に努める

▻　広域物資拠点について、都市公園のほか、民間倉庫等の具体的な活用も検討していく

▻能登半島地震における実態と課題

・広域物資輸送拠点の運営について、ノウハウ不足等の理由から、荷捌きや物資管理を行う上で、搬出入に多くの労力や時間を要するなど、非効率な拠点運営が見受けられ、円滑な運営がなされるまでに時間を要した。

◇　計画の修正（主な箇所）

○　広域物資拠点の整備

▻　広域物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。（新旧：P.12）

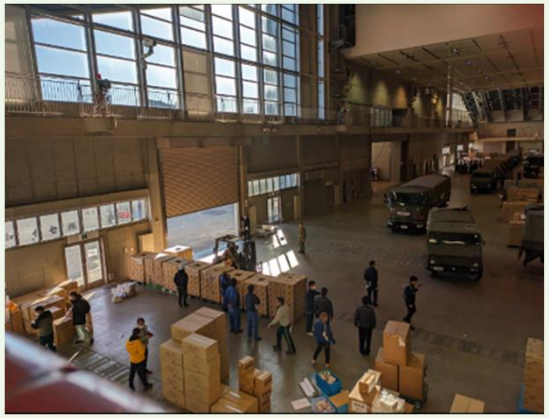

物資保管・管理の様子_石川県産業展示館

【出典：令和6年能登半島地震アーカイブ／提供者：石川県】

避難所への支援物資の搬入
（令和６年能登半島地震での活動写真）

## ④　受援・応援体制の強化 国

### ◇　本県の考え方や課題

▻　平時から、公共施設や民間のホテル・旅館等、応援職員等へ優先的に紹介できる施設のリスト化に努める

▻　リスト化する施設については、被災者の避難先との整理をする必要がある

▻能登半島地震における実態と課題

・国や他自治体からの応援職員の宿泊施設を確保することが困難であった。このため、金沢市等の遠方に宿泊せざるを得ず、宿泊拠点－被災地の移動に非常に時間を要し、早朝出発・深夜帰着で十分な睡眠時間を確保できなかった。

### ◇　計画の修正（主な箇所）

○　受援体制の整備

▻　応援職員の受け入れに当たっては、執務スペースを確保するとともに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、 応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。（新旧：P.14）

応援職員の仮眠スペース（避難所内）
（令和６年能登半島地震での活動写真）

穴水町役場までの道路状況
（通行止めや渋滞も発生）
（令和６年能登半島地震での活動写真）

## ⑤　保健医療福祉活動体制の充実・強化 ㊀

### ◇　本県の状況や課題

▻　能登半島地震が、本県における災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を県外に派遣する初めての事例

▻　災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等支援チームの速やかな派遣体制を構築するとともに、研修や訓練の実施による体制の拡充が必要

▻能登半島地震における実態と課題

・長期化する避難生活を支えるため、DMATやDHEAT等、様々な保健・医療・福祉に係る支援チームが派遣された。また、DWAT等により福祉介護専門職員等が派遣され、初めて全国規模での本格的な活動が行われた。

・能登半島地震を踏まえ、初動・応急期における保健医療福祉調整本部の在り方を含めた保健医療福祉活動体制の見直しを行い、被災自治体における司令塔機能を強化すべきである。

### ◇　計画の修正（主な箇所）

○　保健医療福祉体制の整備

▻　大規模災害時には県庁内に保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析、都道府県及び関係機関等への協力要請、待機要請、派遣要請及び出動要請、保健医療福祉活動チーム等に対する指揮・連絡及び被災地への派遣調整など、保健医療福祉活動の総合調整を実施する体制を整備する。（新旧：P.９）

▻　災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）は、保健医療福祉調整本部及び被災地を管轄する保健所等が行う指揮調整機能等を支援するために派遣される、県職員等で構成するチームであり、班員養成研修の実施や検討会の開催など、平時から体制の拡充を図る。（新旧：P.９）

支援チーム多職種連携会議
（令和６年能登半島地震での活動写真）

## ⑥　災害時における道路機能の確保 ㊀

### ◇　本県の状況や課題

▻　災害発生時の、道路啓開の考え方や手順、事前に備えておくべき事項等をとりまとめた「栃木県道路啓開計画」を策定（令和６年10月）

▻　道路啓開計画の実効性を高める取組のほか、防災の観点から、狭隘な緊急輸送道路における拡幅整備、災害時に崩壊の恐れがある道路法面対策等、道路ネットワークの機能強化が必要

▻能登半島地震における実態と課題

・半島の地形的制約から道路ネットワークが限られるなか、道路啓開を含む復旧や被災地支援の活動のアクセスルートとなるべき幹線道路が被災し、厳冬期の降積雪とも重なり、初動における被災状況の把握や復旧等の対応が困難化した。

・地震動による直接的な被害のほか、土砂災害や津波災害、地盤の液状化など複合的な災害が広域で発生したことにより、ライフライン等が寸断されるなど、耐震性や復旧性を含め災害時に機能する道路ネットワークの在り方について課題が顕在化した。

### ◇　計画の修正（主な箇所）

○　道路管理者による輸送体制の整備

▻　県（県土整備部）、国土交通省関東地方整備局、市町及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、耐震性や復旧性を備え、災害時に確実に機能する道路ネットワーク整備を推進する。（新旧：P.11）

○　道路管理者による輸送体制の整備

▻　県（県土整備部）は、大規模災害時において「栃木県道路啓開計画」に基づき、直ちに緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、（一社）栃木県自動車整備振興会との間に締結している協定等に基づき、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から道路啓開体制の整備、強化を図る。（新旧：P.11～12）

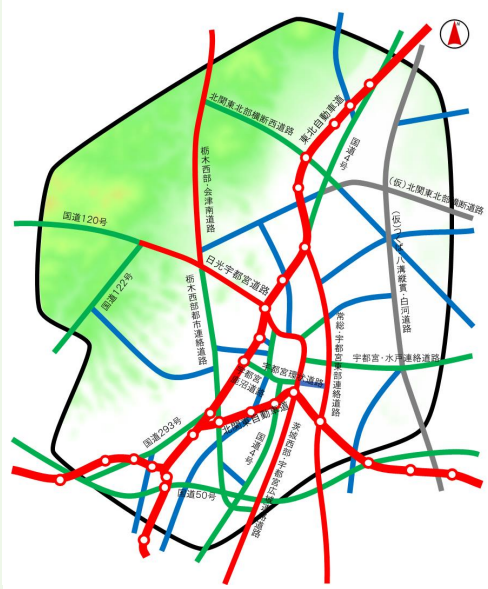

広域道路ネットワーク図